

こどもセンターの移転事業について

1 こどもセンターの概要

(1) 目的・役割

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）において、早期の発達支援が市町村の役割として位置づけられています。こどもセンターは、発達障がい の早期発見と子育て支援を行うことを目的とし、子どもの発達や子育てに不安、悩みを抱える保護者の相談を受け、保護者に寄り添いながら関係部署・機関と連携し、必要に応じて適切な療育に繋ぐ役割を担っています。

(2) 設立等の主な経緯

- ・平成10年6月に民間から市へ土地の寄付
- ・平成13年11月に「療育相談室」の設置について政策会議で承認
- ・平成15年1月に現在地での設置について政策会議で承認
- ・平成16年6月に「療育相談室」を開設
- ・平成19年4月に「こどもセンター」に名称変更し、障害福祉課から子育て支援課に移管
- ・平成22年4月の組織改正により、こども育成相談課が所管

(3) 施設等

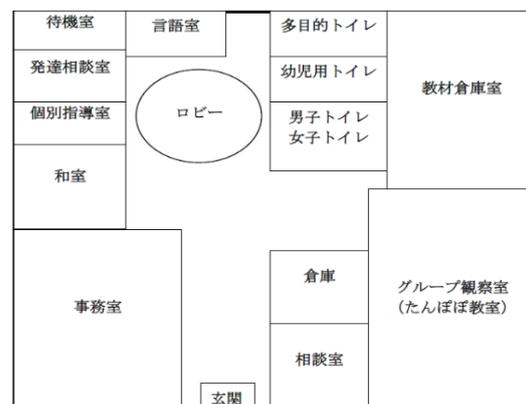
- ・所在：茅ヶ崎市今宿444-2
- ・敷地：995.00㎡
- ・延床：302.60㎡
- ・構造：軽量鉄骨造平屋建



【案内図】



【施設内レイアウト】



2 こどもセンターの事業・体制等

(1) 主な事業

保護者とともに子どもの特性の理解に努め、適切な環境や進路を選択してもらえよう、主に次の事業を実施しています。

ア 個別相談

相談員や心理士、言語聴覚士等による相談、心理士による検査を行います。

イ 巡回相談

保育園や幼稚園等の機関を訪問し、子どもの発達上の課題や集団の中での様子・対応について助言等を行います。

ウ 親子教室

他の親子とふれあう中で自身の子どもの姿を理解するきっかけの場とするとともに、助言等を行います。

エ 研修

発達障がいの理解と啓発のための市民や関係機関向けの研修会、就学に向けた流れの理解や準備ために保護者向けの研修会を開催します。

(2) 職員体制

| | | |
|-----------|------------------|----|
| ・一般職員 | 課長補佐（兼 所長） | 1名 |
| | 担当者 | 2名 |
| ・会計年度任用職員 | 療育相談員（週4日） | 2名 |
| | 療育相談保育士（週3～4日） | 3名 |
| | 療育相談心理判定員（週1～2日） | 3名 |
| | 巡回療育相談員（週1～2日） | 2名 |
| | 療育相談言語聴覚士（週1日） | 1名 |

3 現在の課題等

こどもセンターは、子どもの療育相談等を行うための施設として、その機能・役割を果たしてきましたが、発達障がいに対する理解の浸透や相談支援のニーズ等、社会環境の変化によって次のような課題が顕在化しています。

(1) 立地・場所

こどもセンターは、市内全域を対象とした療育相談に関する施設ですが市南西部に位置し、交通の利便性が悪く、継続して通所する保護者の負担となっています。市の東部や北部にお住まいで自家用車を持っていない家庭などでは、電車やバスを乗り継いで来所する以外の方法がなく、結果として来所できず最も効果が高い幼少期に必要なケアに繋がられないケースが生じています。

また、母子保健の健診、相談、指導や家庭児童相談室等で、発達に関して気になる子に気づいた場合でも、保健センターや本庁舎との距離が離れているため、後日改めてこどもセンターに来所いただく必要があります。

(2) 関係部署との連携

こども育成部や福祉部、保健所、教育委員会等との連携は欠かせませんが、距離があることから、タイムリーな意思疎通が難しいケースがあります。

また、こどもセンターへ繋がりにくい保護者もいる中、乳幼児期の発達段階において潜在しているニーズを取りこぼすことなく利用していただくため、これまで以上に関係部局と連携し、早期発見への積極的な対応が求められています。

(3) 相談件数の増加

令和4年12月に公表された文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によると、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合が10年前と比較して小中学校が2.3ポイント増加しています。こどもセンターの相談件数も増加傾向にあり、観察室の大きさなどから希望どおりの日程で教室を組むことが難しい状況も生じるなど利用者個々のニーズに合った対応が難しくなりつつあります。

【相談実績】

(延べ人数)

| | 合計 | 新規相談 | 初回相談 | 継続相談 | | | 巡回相談 | 個別専門相談 | |
|--------|-------|------|------|-------|-------|-----|------|--------|----|
| | | | | 個別面談 | 電話 | その他 | | 心理 | 言語 |
| 令和3年度 | 3,526 | 385 | 234 | 1,035 | 1,199 | 15 | 260 | 309 | 89 |
| 令和2年度 | 2,834 | 351 | 204 | 729 | 942 | 32 | 237 | 276 | 63 |
| 令和元年度 | 3,733 | 389 | 217 | 1,398 | 1,128 | 17 | 250 | 266 | 68 |
| 平成30年度 | 3,801 | 379 | 228 | 1,517 | 1,101 | 26 | 217 | 242 | 91 |
| 平成29年度 | 3,696 | 297 | 214 | 1,288 | 1,292 | 58 | 230 | 237 | 80 |
| 平成28年度 | 3,087 | 325 | 241 | 1,337 | 572 | 25 | 231 | 269 | 87 |

※令和元年度から3年度の相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。

(4) 施設の機能面

部屋ごとの防音性が弱く、教室と相談を同時に実施できない状況にあります。



これらの課題等を解消し、将来にも対応できる良質かつ適切な療育支援体制を確立するため、こどもセンターを「**移転**」します。

4 移転候補地

現在、保健所保健企画課及び経営総務部資産経営課で保健所・保健センターの整備事業が進められています。当該地は、茅ヶ崎駅から徒歩圏内であり市内全域から通所し易くなるため、利用者の利便性が向上し保護者の負担を減らすことができ、市役所からの距離も近くなり関係部署とのタイムリーな連携を図ることができます。

また、保健センターで実施する母子保健の健診や相談、指導等、こどもセンターと関連が深い業務や、保健所の精神保健等の相談との緊密な連携が図られるだけでなく、同じ建物にあることによる発達に関して気になる子に気づいた場合の繋げやすさも向上し、必要なケアを可能な限り受けられる体制を構築することができます。

こどもセンターは、竣工してから19年ですが、保健所・保健センターの整備事業のタイミングを逃した場合、前項に掲げた課題を解決することは非常に困難になることから、保健所・保健センターを候補地とし、こどもセンターを整備するものです。

5 その他

(1) 想定面積

事務室、観察室については現状より拡大し、機能強化を図ります。

一方で、移転効果を確保しつつ効率的な施設活用を行うため、トイレ等の共有化を図ることで、こどもセンター専用面積としては現在の約300㎡より縮小することを想定しています。

(2) 新たな公用・公共用施設としての利活用

新たな公用・公共用施設としての利活用について、茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画等に基づき、関係部局等と連携を図り調整を行います。

6 経費の見積もり

設計や工事に係る経費等については、保健所・保健センター庁舎整備と合わせて検討します。その他、想定される経費は概ね次のとおりです。

(単位：千円)

| 項目 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 引越し費用等 | 0 | 0 | 0 | 500 |

【参考】

1 他市の設置状況

| | 単独・複合 | 位置 | 設備 |
|------|--------------------------------------|------|--|
| 茅ヶ崎市 | 単独 (302.60m ³) | 市南西部 | 相談室等：5 グループ観察室：1 |
| 藤沢市 | 複合 (事務所：市役所内 その他：保健所・南保健センター内) | 市中心部 | 相談室：4 保健所・南保健センター相談室：3 グループ観察室：1 |
| 平塚市 | 単独 (671.43m ³) | 市中心部 | 相談室等：10 グループ観察室：1 |
| 鎌倉市 | 複合 (福祉センター内) | 市中心部 | 相談室等：7 グループ観察室：1 |
| 大和市 | 複合 (保健福祉センター内) | 市中心部 | 相談室：5 グループ観察室：1 |

2 アンケート結果（抜粋）

令和5年4月から利用者に対してアンケートを実施し、5月8日現在の状況は次のとおりです。（期間中の利用者の約9割となる37名から回答）

(1) 来所の交通手段

①車：62% ②自転車：24% ③バス：8% ④徒歩：6%

(2) 立地・場所

①来所しやすい：27% ②来所しにくい：38% ③特になし：35%

(3) 望ましい場所

①市役所周辺：57% ②現在の保健所周辺：21% ③現在地：11%

④その他：11%

3 保健所・保健センターの新庁舎整備スケジュール

(1) 令和5年7月 保健所・保健センター新築設計業務委託契約

(2) 令和5年7月～6年6月 基本設計・実施設計

(3) 令和6年12月～8年6月 建設工事

(4) 令和8年度中 保健所・保健センター新庁舎供用開始